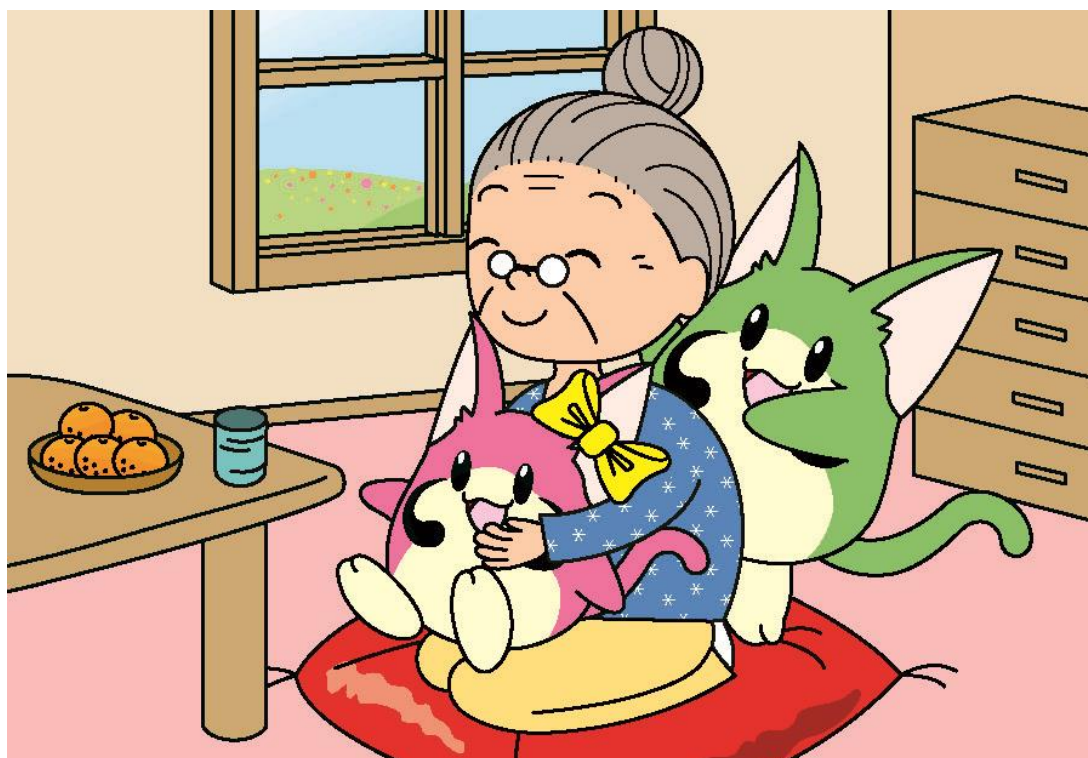


# 高根沢町 高齢者サービス案内



平成27年度版

高根沢町健康福祉課



## 目 次

介護保険制度	1
地域包括支援センター	1
元気はつらつ運動教室	2
基本チェックリスト	2
はっぴー倶楽部	2
福祉有償運送	3
緊急通報装置貸与	3
みまもり収集	4
徘徊高齢者等位置探索端末器貸与	5
成年後見無料相談会	5
福祉センター	6
高齢者地域福祉ネットワーク	6
日常生活用具貸与事業	6
インフルエンザ予防接種	7
肺炎球菌予防接種	7
健康出前講座	8
税金の控除（おむつ代の医療費控除・障害者控除）	8
相談機関	9





## 介護保険制度

40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できる制度です。詳しくは、介護保険のパンフレットをご覧ください。

### ●利用できる方

- ・65歳以上（第1号被保険者）の方で、「要介護認定」の申請をして、介護が必要であると認定された方
- ・40歳から64歳（第2号被保険者）の方で、指定された16種類の病気（特定疾病…介護保険パンフレット5ページ）に該当しており、「要介護認定」の申請をして、介護が必要であると認定された方

お問い合わせ先  
町健康福祉課 電話：675-8105



## 地域包括支援センター

ケアマネージャー・社会福祉士・看護師が常駐し、高齢者への介護サービスや福祉・医療サービスなどについて、総合的に支援していきます。

### ●主な事業

- ・総合相談…高齢者やその家族からの相談を受け、サービスに関する情報提供や、関係機関への紹介をします。
- ・権利擁護、虐待防止…成年後見制度の活用促進や、虐待の予防に向けて取り組んでいます。
- ・介護予防マネジメント…介護が必要となる前に、いつまでも元気でいられるよう、介護予防サービスの相談や計画をします。



お問い合わせ先  
高根沢西地域包括支援センター  
電話：680-3503  
(特別養護老人ホームフローラりんくる内)

## 元気はつらつ運動教室

お問い合わせ先  
町社会福祉協議会 電話：675-4777

高齢者に対し、健康づくりや介護予防のために毎月教室を開催しています。楽しくできる運動や、栄養指導、口腔衛生指導などを行っています。

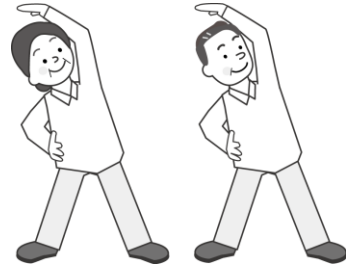
### ●参加できる方

60歳以上の方なら誰でも参加できます。  
お電話にてお申込みいただけます。

### ●開催場所

町内6カ所で開催しています。

(開催日程については広報に掲載する他、お電話でもご確認いただけます。)



## 基本チェックリスト

お問い合わせ先  
町健康福祉課 電話：675-8105

75歳以上の方と65歳の方を対象に、生活や身体の状態をアンケートに答えていただき、介護予防が必要かどうかの把握を行っています。年間を通して、随時発送しています。

## はっぴー倶楽部

お問い合わせ先  
高根沢西地域包括支援センター  
電話：680-3503  
町社会福祉協議会  
電話：675-4777

基本チェックリストの結果、生活機能が低下したと診断された高齢者を対象に、簡単な運動などを行う介護予防教室を行っています。

### ●参加できる方

基本チェックリストで、生活機能が低下していると判断された方。ご案内の通知が郵送で届きますので、ご希望をされる方はお電話でお申込みください。

### ●開催場所 福祉センター（町民広場内）

開催回数 週1回（午前中）

### ●利用者負担 無料



## 福祉有償運送

申し込み・問い合わせは、それぞれの事業者へ

要介護者や障害者等であって、一人ではタクシーなどの公共交通機関を利用することが難しい方に対して、ヘルパーの介助付きで行う運送サービスです。

### ●実施事業者

- ・ NPO法人グループたすけあいエプロン（電話：676-1100）
- ・ ケアハウスフローラ（電話：676-3300）
- ・ 高根沢のぞみ苑（電話：676-3366）

### ●運送料金

タクシーの半額程度

（各事業者によって若干異なります）



## 緊急通報装置貸与

お問い合わせ先  
町健康福祉課 電話：675-8105

急病や災害の時に、非常ボタンを押すだけで、警備会社に繋がる装置です。（24時間対応）また、火災感知器も取り付けられます。

通報があると、ガードマンが利用者宅へ駆けつけ、必要に応じ、消防署や警察へ連絡をします。

異常時以外にも、月に1回程度、巡回中のガードマンが利用者宅を訪問し、利用者の様子を確認します。

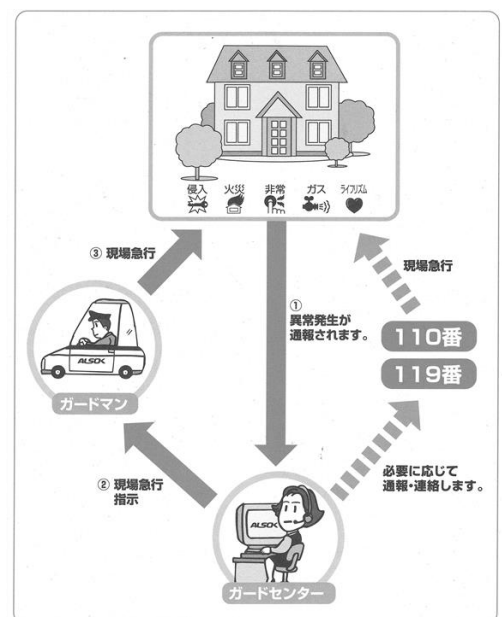
### ●利用できる方

65歳以上のひとり暮らしの方

または、ひとり暮らしの重度身体障害者

### ●利用者負担

緊急通報装置の設置料、利用料、レンタル料は、全て町で負担します。通報したときの通話料、毎日の通信点検の際の通話料（NTT等の電話代）、緊急時に係る費用（開錠するために窓ガラスを割った時の修理代など）が発生した時は利用者の負担になります。





## みまもり収集

家庭ごみを、ごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等を対象に戸別に訪問し、家庭ごみを収集することでごみ出しの負担を軽減するものです。併せて、安否を確認します。

### ●利用できる世帯

自力で家庭ごみ等をごみステーションに搬出することが困難であり、かつ、親族又は近隣住民等からごみ搬出の協力が得られない世帯で、次のいずれかに該当する方で構成されている世帯です。

- ① 65歳以上で介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けている方
- ② 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1級又は2級に該当する方
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳1級又は2級に該当する方
- ④ 栃木県療育手帳交付規則に基づく療育手帳A1又はA2に該当する方

### ●収集ごみ

「もえるごみ」「生ごみ」「資源びん」「カン・ガラス・不燃物」  
「ペットボトル」「古紙」

※分別については、「高根沢町のごみの出し方」をご覧ください。

### ●収集方法

戸別に訪問を行い、玄関口等で収集します。  
ごみ収集時に安否の確認を行います。



### ●収集時のお願い

- ① 不在になるときは、必ず事前に環境課に、ご連絡ください。
- ② 旅行等で長期にわたりご不在になるときも事前にご連絡ください。
- ③ ごみ収集に関すること以外の対応は、出来ませんのでご了承ください。
- ④ ご連絡がない場合、収集できないことがありますのでご了承ください。

#### お問い合わせ先

・相談・受付について

町健康福祉課 電話：675-8105

・収集運搬等について

町環境課 電話：675-8109

## 徘徊高齢者等位置探索端末器貸与

在宅の徘徊高齢者の介護者に対し、位置探索端末器を貸与することで、徘徊高齢者の早期発見と事故を防止し、介護者が安心して在宅で介護できるように支援します。

### ●利用できる方

65歳以上で認知症の徘徊が見られる  
要介護高齢者を在宅で介護している家族の方。



### ●利用者負担

端末器の加入初期費用、基本料金、バッテリー交換代金は町が負担します。  
位置情報提供料金及び現場急行料金は利用者の負担になります。  
(利用者過失による紛失・修理等への対応は、利用者負担となります。)

お問い合わせ先

町健康福祉課 電話：675-8105

## 成年後見無料相談会

公益社団法人成年後見リーガルサポートとちぎ支部の協力による、ご本人、ご親族、高齢者、障がい者の支援に携わっている方の相談会です。  
「成年後見制度」について知りたい方、どなたでも受け付けております。  
(要予約)

- 開催日時 奇数月 第3水曜日  
午後2時から4時

- 会場 高根沢町図書館中央館

予約およびお問い合わせ先  
高根沢西地域包括支援センター  
電話：680-3503

ひとり暮らしの  
今後は不安だ...

サービスの契約の  
手続きが難しそう...



こんなことで困っていませんか？



## 福祉センター

お問い合わせ先  
町社会福祉協議会 電話：675-4777

町民広場にある福祉センターには、高齢者が集まり、囲碁や将棋をしたり、カラオケやおしゃべりをしながら楽しんでいます。

### ●利用時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

午前9時～午後4時30分



## 高齢者地域福祉ネットワーク

65歳以上のひとり暮らし高齢者と高齢者世帯の見守り活動です。

### ●内容

- ・地域の民生委員さんや近所の協力員さんが、定期的に見守りをします。
- ・牛乳店から2日に1本、牛乳を配達して、安否確認をしてくれます。  
(75歳以上無料)
- ・心配ごとがあれば、社会福祉協議会や町健康福祉課が相談に応じます。必要があれば、事前に教えていただいた親類等にご連絡します。

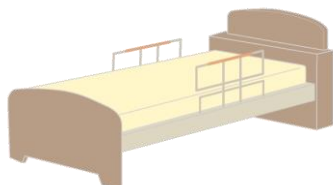
## 日常生活用具貸与事業

介護保険認定外の方、又は介護認定を受けていても福祉用具貸与が受けられない方に特殊寝台（福祉ベット）・車いす・歩行器などの福祉機器を貸し出しています。

### ●利用できる方

在宅の方で、介護保険の福祉用具貸与サービスが利用できない方

### ●利用者負担 無料







## インフルエンザ予防接種

お問い合わせ先  
町保健センター 電話：675-4559

●対象者（接種当日に下記年齢に該当する方で年度内1回のみ助成）

65歳以上の方、または60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、内部障害1級の身体障害者手帳をお持ちの方

接種期間については、広報や医療機関内のお知らせ等でご案内します。

●申し込み方法

直接、医療機関へお申込みください。なお、塩谷郡市以外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に保健センターまでご連絡ください。

●接種者負担

自己負担額は、1,000円になります。接種終了後に医療機関の窓口にてお支払いください。

生活保護を受給されている方は、接種料金が免除されます。

## 肺炎球菌予防接種

※今後、内容が変更になることが考えられます。詳しい内容については、決まり次第広報等でお知らせします。

●対象者（生涯1回のみ）

65歳以上の方、または60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有し、内部障害1級の身体障害者手帳をお持ちの方

●申し込み方法

接種を希望される方は、事前に申し込みが必要です。  
保健センターまたは町健康福祉課までお越しください。  
必要な書類をお渡しします。



●接種者負担

自己負担額は4,000円になります。接種終了後に医療機関の窓口にてお支払いください。（町からの助成金額の上限は、3,710円になります。）

生活保護を受給されている方は、接種料金が免除されます。

## 健康出前講座

お問い合わせ先

町健康福祉課 電話：675-8105

保健師や栄養士が、地域の公民館などへうかがい、健康講話、体操指導などを行います。老人クラブや自治会などの団体でお申し込みください。

## 税金の控除

お問い合わせ先

○確定申告について

→町税務課 電話：675-8103

○証明書の発行について

→町健康福祉課 電話：675-8105

### 《おむつ代の医療費控除》

傷病により6ヶ月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている方の紙おむつ購入料、貸おむつ賃借料については、確定申告時の医療費控除の対象になります。

#### ●必要書類（確定申告時に持参いただくもの）

- ・「領収書」…患者の氏名及び成人用おむつであることが明記されていること
- ・「おむつ使用証明書」…医師に証明してもらう（用紙は町健康福祉課）

※おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定を受けている方は、町健康福祉課で発行する「おむつ使用の確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。（申請書がありますので、印鑑を町健康福祉課までご持参ください。）

注）介護認定を受けている方でも、状態によっては「おむつ使用の確認書」が発行できない場合もありますので、事前に該当するかどうか町健康福祉課へ電話で確認されることをお勧めします。

### 《高齢者の障害者控除》

65歳以上の方の精神や身体の障害の程度が、下表に該当すると、障害者控除や特別障害者控除の対象になります。

介護保険の要介護認定を受けている方については、町健康福祉課で障害の程度を確認し、該当すれば「障害者控除対象者認定書」を発行します。

控除の種類		控除額	
		所得税	住民税
障害者控除	身体障害者（3～6級） 知的障害（軽・中度）及び精神障害（2・3級）	27万円	26万円
特別障害者 控除	身体障害者（1・2級） 知的障害（重度）及び精神障害（1級）	40万円	30万円
医療費控除	（支払った医療費－保険などで補填された額） －（総所得金額×5%または10万円のいずれか低い額）		

- 必要書類（確定申告時に持参いただくもの）
  - ・「障害者控除対象者認定書」…町健康福祉課の窓口にて、該当する場合は申請いただき発行いたします。（印鑑をご持参ください。）

## 相談機関

- 高根沢西地域包括支援センター

高齢者に関する相談に応じます。

電話：680-3503

- 在宅介護支援センター

自宅での介護に関する相談に応じます。

高根沢のぞみ苑 電話：676-3366

- 高根沢町社会福祉協議会

高齢者に関する相談に応じます。 電話：675-4777

- とちぎ権利擁護センターあすてらす（矢板市）

判断能力が不十分な高齢者の金銭管理や財産管理について

矢板市社会福祉協議会内 電話：0287-43-8700

- 栃木県高齢者総合相談センター（シルバー110番）

高齢者やその家族の方々が抱える生活に関する心配事、悩み事の相談に応じています。これらとの連携を図りながら、高齢者等の福祉の増進を図ります。

とちぎ健康の森2階（福）とちぎ健康福祉協会内 電話：627-1122

- 介護支え合い相談（東京）

高齢者介護にあたる家族の相談に応じます。

電話：0120-070-608（通話無料）

月～金曜日 午前10時～午後3時



## ●老人性認知症疾患センター

老年期の認知症疾患に対する相談

- ・獨協医科大学病院（壬生町） 電話：0282-87-2251
- ・烏山台病院（那須烏山市） 電話：0287-82-0051
- ・足利富士見台病院（足利市） 電話：0284-62-7775
- ・上都賀総合病院（鹿沼市） 電話：0289-64-2186
- ・皆藤病院（宇都宮市） 電話：028-661-3261
- ・足利赤十字病院（足利市） 電話：0284-20-1366

## ●心配ごと相談所

期日：毎月5日と20日

※会場の都合で変更になる場合があります。

町広報たかねざわ及び町政だよりでご確認ください。

時間：午前10時～午後2時

場所：図書館中央館

相談員：民生委員ほか

問い合わせ：町社会福祉協議会 電話…675-4777



## 《そのほかの問い合わせ先》

国民健康保険・後期高齢者医療保険 → 住民課 電話：675-8100

年金 → 宇都宮東社会保険事務所 電話：683-3216  
または住民課 電話：675-8100

住民税・医療保険税・介護保険料  
→ 税務課 電話：675-8103

所得税・相続税・確定申告 → 氏家税務署 電話：682-3311  
税務課 電話：675-8103

健康診査 → 保健センター 電話：675-4559

老人クラブ → 社会福祉協議会 電話：675-4777

